

令和5年9月4日

在園児保護者各位

学校法人上宮学園
認定こども園ひなどり幼稚園

登園許可証・登園届の扱いの見直しについて

日頃より園へのご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和5年9月より、登園許可証および登園届の扱いを大幅に変更いたします。

現行のルールを園医・園薬剤師とともに見直し、感染症拡大防止の側面と、利便性の向上を擦り合わせ、検討しました。以下変更点についてまとめましたので、ご確認ください。

- 登園許可証と登園届の区別をなくし、**登園届に統一**しました。
- 上記に伴い、これまで登園許可証の扱いとしていた感染症についても、**体調が回復した段階で医師の診断なしに登園**することができるようになりました。
- 紙での提出をいただいていたものを、**Google フォームの提出として電子化**しました。

提出にあたってのルールは以下の通りです。

- 感染症それぞれの治癒の目安を確認し、**指定された日数の療養期間を過ぎているか確認**してください。なお、添付した別紙1およびGoogle フォーム内に、出席停止期間などの記載がございます。
- **登園予定日の前日までに提出**を行なって下さい。
- 十分な療養期間がとれていない場合、感染症の症状が残っている場合、登園届の提出なく登園された場合には、保育の受け入れをお断りする場合がございます。

提出はこちらよりお願いいたします。

<https://forms.gle/n5DNp7WYMCZbT8vm7>



別紙Ⅰ【療養期間と登園再開の目安】

- 麻しん（はしか）
◇解熱後 3 日を経過し、全身状態がよいこと
- インフルエンザ
◇発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過してから
- 風しん
◇発疹が消失するまで
- 水痘（水ぼうそう）
◇すべての発疹がかさぶたになってから
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
◇耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
- 結核
◇感染の恐れがなくなってから
- 咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス感染症）
◇主症状が消退した後 2 日を経過するまで
- 流行性角結膜炎
◇医師が感染のおそれがないと認めるまで
- 百日咳
◇特有の咳が消失するまで、または、5 日間の抗菌剤による治療終了まで
- 腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111 等）
◇医師が登園許可と認めるまで
- 髄膜炎菌性髄膜炎
◇感染のおそれがなくなるまで
- 新型コロナウイルス感染症
◇発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
- 手足口病
◇熱も口の痛みもなく、食事も十分にでき全身状態がよいこと
- 伝染性紅斑（リンゴ病）
◇発疹のみで熱もなく、全身状態がよいこと
- 感染性胃腸炎
◇嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
- ヘルパンギーナ
◇熱も口の痛みもなく、食事も十分にでき全身状態がよいこと
- 帯状疱疹
◇解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
- とびひ
◇皮膚が乾燥しているか、患部をガーゼや包帯などで覆ってあること
- 溶連菌感染症
◇抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
- マイコプラズマ肺炎
◇発熱や激しい咳が治まっていること
- RS ウィルス感染症
◇症状が回復した後
- ヒトメタニューモウイルス感染症
◇症状が回復した後